

令和5年度から令和7年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)
公募要領

公益財団法人地球環境センター

令和5年8月4日

改定 令和5年10月16日

公益財団法人地球環境センター(以下「センター」という)では、環境省より令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)の交付決定を受け、当該資金の活用により民間企業等による優れた脱炭素技術等を活用した事業への投資を促進しています。本補助金は、途上国等における温室効果ガス(以下、「GHG」という)の排出を削減するとともに、二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism、以下「JCM」という)を通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成(以下「NDC:Nationally Determined Contribution」という)に活用することを目的とするものです。また、「環境省 脱炭素インフラニシアティブ(令和3年6月、環境省策定)」、「地球温暖化対策計画(令和3年10月、閣議決定)」、「環境省 COP26後の6条実施方針(令和3年11月、環境省発表)」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月、閣議決定)」等に沿って、相手国のニーズを深く理解した上で先進的な脱炭素技術等を普及・展開することにより、世界の脱炭素化に貢献することが期待されています。

二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、本要領を熟読いただくようお願いいたします。また、センターのウェブページに掲載している「公募提案書作成の手引き」及び「Q&A」(https://gec.jp/jp/newtech_kobo2023/)も合わせてご参照ください。

なお、補助事業として採択された場合には、令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)交付規程(以下「交付規程」という)に従って手続き等を行っていただくことになります。

目次

| | |
|---|----|
| 1. 事業目的 | 1 |
| 2. 事業内容 | 1 |
| (1) 事業概要 | 1 |
| (2) 補助対象事業 | 1 |
| (3) 対象国 | 2 |
| (4) 補助事業者の要件 | 2 |
| (5) 国際コンソーシアム構成員の責務 | 3 |
| (6) 補助対象経費 | 4 |
| (7) 補助金の交付額 | 5 |
| (8) 補助率 | 5 |
| (9) 補助事業の実施期間 | 5 |
| (10) 補助事業の予定スケジュール(目安) | 6 |
| 3. 採択審査 | 8 |
| (1) 補助事業者の選定方法 | 8 |
| (2) 審査方法及び審査項目 | 8 |
| (3) パートナー国との合同委員会における関係プロセス | 8 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 8 |
| 4. 交付申請以降の諸手続きについて | 9 |
| (1) 交付申請 | 9 |
| (2) 交付決定 | 9 |
| (3) 事業の開始にあたっての注意事項 | 9 |
| (4) 補助事業の変更交付及び計画変更 | 9 |
| (5) プロジェクト登録、モニタリング及びクレジット申請　クレジットの発行を目指して頂くために、以下の事項を実施して頂きます。 | 10 |
| (6) 経費 | 11 |
| (7) 実績報告及び書類審査等 | 11 |
| (8) 補助金の支払い | 11 |
| (9) 取得財産の管理等 | 11 |
| (10) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等 | 12 |
| (11) 交付決定の解除等 | 12 |
| (12) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用 | 13 |
| 5. 公募案内 | 13 |
| (1) 応募方法 | 13 |
| (2) 公募期間 | 13 |
| (3) 応募に必要な提出書類 | 13 |
| (4) 注意事項 | 15 |
| (5) 応募案件事前登録フォーム | 15 |

| | |
|---|----|
| (6) アカウント申請フォーム..... | 15 |
| (7) 公募内容の説明 | 15 |
| (8) 応募に関する質問の受付及び回答 | 16 |
| 6. 情報の取り扱い..... | 16 |
| 7. 留意事項..... | 16 |
| (1) 事業内容の発表等..... | 16 |
| (2) その他 | 16 |
| 別表 1 経費費目の細分について..... | 17 |
| 別表 2 事務費の内訳について | 20 |
| 別添 1 暴力団排除に関する誓約事項 | 22 |
| 別添 2 採択審査基準 | 23 |
| 別添 3 類似技術の分類 各パートナー国における採択実績..... | 28 |
| 別添 4 令和5年度 JCM 設備補助事業電力 CO2 排出係数(tCO2/MWh)一覧表 | 29 |

応募様式

様式1 公募提案書

様式2 代表事業者届出書

様式3 実施計画書

様式3-16 Project Idea Note for the JCM Project

様式4 経費内訳

様式5 国際コンソーシアム協定書

様式5-2 Agreement on the Allocation of JCM Credits

様式6 提出書類チェックリスト

1. 事業目的

我が国は、途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを実施しています。

平成25年1月のモンゴルをはじめとして、これまでに27のパートナー国との間でJCMを構築しており(令和5年7月6日現在)、他の途上国等についても、様々な場を活用して協議を行っています。

これらを踏まえ、環境省補助事業である「令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業)」を実施します。本補助事業は、途上国等において優れた脱炭素技術等を活用してGHGの排出削減事業を行うとともに、JCMによるクレジットの獲得と我が国の削減目標達成への活用を目的とするものです。また「環境省 脱炭素インフライニシアティブ(令和3年6月、環境省策定)」、「地球温暖化対策計画(令和3年10月、閣議決定)」、「環境省 COP26後の6条実施方針(令和3年11月、環境省発表)」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月閣議決定)」等に沿って、パートナー国のニーズを深く理解した上で先進的な脱炭素技術等を普及・展開することにより、世界の脱炭素化に貢献することが期待されています。

2. 事業内容

(1) 事業概要

本公募において採択され、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という)には、JCMパートナー国(特に新規パートナー国)においてJCMプロジェクト化の実績がない先進的な脱炭素技術(例として、再生可能エネルギー由来水素等)の導入を促進するための実証事業を実施していただくとともに、GHG排出削減効果の測定・報告・検証(Measurement, Reporting and Verification、以下「MRV」という)を行っていただきます。また、実証期間(本事業において導入した設備を用いて行う実証事業を実施する期間をいう。以下同じ。)中又はその後、JCMを構築している国等において、当該GHG排出削減量について、2.(5)国際コンソーシアム構成員の責務に留意しつつ、JCMクレジットの発行を目指して頂きます。加えて、事業完了後数年以内に「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業)」への応募を目指していただきます。

(2) 補助対象事業

本事業の対象は、以下の①～⑥の要件を満たす事業を実施できる設備(以下「補助対象設備」という)に関する実証を対象とします。

- ① 対象国でJCMの実績(※)が無く、対象国での普及展開が期待される技術であること(対象国の国家戦略に位置付けられている等)。

※ 対象国でのJCM実績に関しては別添3を参照。

- ② 対象とする脱炭素技術が、下記の要件を全て満たすものであること。

ア) エネルギー起源CO₂の排出を削減するものであること。CO₂以外の温室効果ガスのみを削減する技術や、エネルギー起源であることが明確でないCO₂の吸収や固定(大気中のCO₂の吸収

等)に関する技術ではないこと。

イ) 主要な要素となる技術について、研究段階ではなく、国内外で実証されたものであること。

- ③ 3年度以内で完了できる計画であること。
- ④ 対象国において、技術導入の基盤である現地人材の能力向上等に貢献し、対象国内での当該製品・技術等の持続的な市場創造につながると認められること。
- ⑤ 補助事業が持続可能な開発 (SDGs: Sustainable Development Goals) の実現へ寄与すること。設備導入や運転について、パートナー国の環境等の法体系を遵守し、かつ環境保全、人権対応に関する国際的な慣行・ガイドラインに従っていること。
- ⑥ 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第2条第1項に規定する「補助金等」及び同条第4項に規定する「間接補助金等」をいう)を受けていないこと。

(3) 対象国

以下に示す日本との間で JCM を構築している 27 のパートナー国(特に新規パートナー国、令和5年7月6日現在)における事業の提案を対象とします。

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、
コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー※2、タイ、フィリピン、
セネガル※1、チュニジア※1、アゼルバイジャン※1、モルドバ※1、ジョージア※1、スリランカ※1、
ウズベキスタン※1、パプアニューギニア※1、アラブ首長国連邦※1 及びキルギス※1

※1 令和4年以降に署名した新規パートナー国については、当該パートナー国との合同委員会の設置(両国事務局を含む)や関係する JCM 規則・ガイドライン類(合同委員会運営規則、実施規則、プロジェクトサイクル手続)の合同委員会における策定がされ次第、パートナー国との合同委員会における関係プロセスを開始します。新規パートナー国との合同委員会の設置等の最新情報については JCM ホームページの各パートナー国のページでご確認ください。

<https://www.jcm.go.jp/>

※2 ミャンマーに関する応募については、採択決定時点の当該国の情勢を踏まえ、採択を留保等する場合があります。

(4) 補助事業者の要件

本事業について補助金の交付を申請し、交付の対象者となることができる者は、次の①～⑦の要件を全て満たす者としてします。

- ① 次のいずれかに該当する日本法人であること。
 - (ア) 民間企業(外国の企業が会社法(平成17年法律第86号)に基づき設立する日本法人含む)
 - (イ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (ウ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (エ) その他環境大臣の承認を得てセンターが適当と認める者
- ② 国際コンソーシアムの代表事業者であること。

注 1) 国際コンソーシアムとは、①の日本法人(以下「代表事業者」という)と外国法人等(以下「共同事業者」)により構成され、事業を効率的に実施する組織。

注 2) 交付申請は、代表事業者が行なうこと。

注 3) 代表事業者及び共同事業者は、センターが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。

- ③ 補助事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制が構築されており、技術的能力を有すること。
- ④ 補助事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有すること。
- ⑤ 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑥ 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。
- ⑦ 別添1に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できるものであること。

(5) 国際コンソーシアム構成員の責務

- ① 国際コンソーシアムの代表事業者である日本法人は下記の責任を負うこととします。
 - (ア) 本補助事業の応募の際、申請者となること。
 - (イ) 円滑な事業実行と目標達成のために、事業の推進にかかわる取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行い、補助事業に係る経理、確定検査、その他の事務について一元的窓口となること。
 - (ウ) 優れた脱炭素技術等の導入を行うこと。
 - (エ) 代表事業者は、設備の購入・設置・試運転及び補助事業の完了まで責任を負うとともに、補助事業完了後においては、設備が稼動してから法定耐用年数(※)満了までの期間、取得財産等が補助事業の目的に反して使用されないよう管理すること。
 - (オ) 共同事業者における交付規程違反等に係る返還義務に関する全てのこと。

※ 法定耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」をご参照ください。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015>

- ② 国際コンソーシアムを構成する事業者は下記の責務を負うこととします。
 - (ア) 当該事業に適用可能な MRV 方法論開発を行う者に、当該方法論開発に必要な情報提供等の協力をすること。
 - (イ) 当該事業の TPE による妥当性確認及び対象工場・事業場における GHG 排出削減量の検証を受けるに当たり、それを円滑に行うため、TPE に対する必要な資料及び情報の提供等の協力をすること。
 - (ウ) 補助事業により導入する設備・機器は優れた脱炭素技術等を有するものを選定し、導入した設備・機器を所有、使用することにより、対象工場・事業場からの GHG 排出削減対策を実施し、GHG 排出量を算出するために必要なモニタリングを実施すること。
 - (エ) モニタリング結果に基づき、導入設備による GHG 排出削減効果を算出し、補助事業の完了

した日からその年度の3月末までの期間及びその後の2年間(ただし、設備補助事業に採択された場合はその年度まで)について、毎年、設備補助事業の実施見通し、導入技術の普及状況に関する事業報告書を環境省に報告すること。

- (オ) 事業完了後、JCM を構築している国において、JCM 合同委員会へのプロジェクト登録等の必要な措置をとること。
- (カ) 事業完了後、JCM 合同委員会に対し、当該プロジェクトによるクレジットの発行申請を行い、発行された JCM クレジットを、日本国政府の口座に納入すること。
- (キ) 補助事業の完了後においても、法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理を行い、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (ク) 国際コンソーシアムを構成する事業者の変更が承認された場合においても、上記(ア)～(キ)の措置を継続実施すること。

(6) 補助対象経費

補助対象設備(エネルギー起源 CO₂を含む GHG 排出削減に直接寄与する設備)の整備に係る以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各費目の内容については、別表1に定めるとおりとします。

- ① 本工事費
- ② 付帯工事費
- ③ 機械器具費
- ④ 測量及試験費
- ⑤ 設備費(モニタリング機器含む)
- ⑥ 業務費(補助事業者が MRV 方法論を自ら開発する場合は、それに要する経費を含む)
- ⑦ 事務費
- ⑧ その他必要な経費でセンターが承認した経費

<補助対象外経費>

以下の費用は補助対象外となるものの事例です。

- ① 既存設備の撤去費(撤去費に係る諸経費も含む)
- ② 導入設備の保守、非常用設備、安全・衛生、防火・防犯に要する機器及び消耗品
- ③ 土木工事費、建屋等の建設費(エネルギー起源 CO₂排出削減に直接寄与する構造物を除く)
- ④ 既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ⑤ 予備品
- ⑥ 本補助事業に係る報告書の作成や現地検査等に要する費用
- ⑦ 為替予約手数料、銀行振込手数料
- ⑧ 土地取得費
- ⑨ JCM プロジェクト登録、モニタリングの実施、クレジット発行申請に要する費用(ただし、別途、支援を受けることが可能。4.(5)参照。)

<自社製品等の調達を行う場合の利益排除について>

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品等の調達等に係る経費がある場合、通常の市場価格で取引しても差し支えありませんが、補助対象経費の実績額の中に自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者の自社製品等の調達を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(7) 補助金の交付額

水素等新技術導入事業の総予算額は3ヵ年で約13億円を想定しています。

補助金の交付額は(6)の補助対象経費の総額に下記(8)に基づく補助率を乗じた金額を上限とします。

なお、実際に交付する補助金額は交付規程第12条第1項の交付額確定通知書によって、交付すべき補助金額として確定されます。

(8) 補助率

原則として、補助事業者の区分に応じ、以下のとおり補助対象経費の一定割合を補助します。

| 補助事業者の区分 | 補助率の設定 |
|---|--------|
| (ア)補助事業者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の場合(国際コンソーシアムにおいては、参画するすべての日本法人が中小企業者の場合) | 3分の2 |
| (イ)(ア)以外の者で採択時の単年度当たりの事業費※が1億円超の場合 | 2分の1 |
| (ウ)(ア)以外の者で採択時の単年度当たりの事業費※が1億円以下の場合 | 3分の1 |

※ 単年度当たりの事業費の算出について

単年度当たりの事業費は次により算出する。ただし、事業費の対象は補助対象経費に限る。

複数年度計画の場合

複数年計画全体の事業費 ÷ 計画年度 = 単年度当たりの事業費

なお、交付決定通知書において交付された交付決定額を上限とします。

(9) 補助事業の実施期間

交付決定日以降に補助事業を開始し、最長で令和8年1月30日(金)までに事業を完了させてください。

(10) 補助事業の予定スケジュール(目安)

| 日程 | 内 容 | |
|--------------------------|------------------|---|
| 令和5年度 | | |
| 【1次公募】 | | |
| 7月12日(水) | 公募再開 | 通年公募とせず、1次公募により採択案件が予算に満たない場合は、2次公募を行う場合がある。 |
| 7月18日(火) 15:00～16:00 | 公募説明会 | オンラインにて実施 |
| 8月30日(水) 正午 | 1次公募締切 | 締切を待たずに提出頂いて結構です。 翌日以降に電話、メールまたは面接(オンライン)で説明をお願いすることがあります。 |
| | 採択審査開始 | |
| 公募締切後の 2週間以内 | 書類審査及び事務局ヒアリング実施 | オンラインにて実施 |
| 9月末頃 | 審査委員会実施 | 東京もしくはオンラインにて有識者による審査委員会を開催し、ヒアリング審査を実施 |
| 【2次公募】 | | |
| 10月16日(水) | 2次公募開始 | |
| 10月24日(火) 13:30～15:00 | 公募説明会 | オンラインにて実施 |
| 11月20日(月) 正午 | 2次公募締切 | 締切を待たずに提出頂いて結構です。 翌日以降に電話、メールまたは面接(オンライン)で説明をお願いすることがあります。 |
| | 審査開始 | |
| 公募締切後 2週間以内 | 書類審査及び事務局ヒアリング実施 | オンラインにて実施 |
| 公募締切の 約1か月後 | 審査委員会実施 | オンラインにて有識者による審査委員会を開催し、ヒアリング審査を実施 |

| | | |
|--|--|----------------------------------|
| 【以下、共通】 | | |
| 審査委員会後 | 採択候補案件について合同委員会日本事務局からパートナー国合同委員会へProject Idea Note for the JCM Project (PIN)の送付 | 採択候補案件は審査委員会の審査に基づき、環境省と協議の上決定 |
| | 合同委員会における関係プロセス | |
| 採択決定 | 交付内示 交付申請説明会実施 | |
| 交付内示後 30日以内 | 交付申請書の提出 | |
| 交付内示後 60日以内 または 令和6年3月31日 の早い方 | 交付決定 補助事業の開始 | センターでの交付申請書審査に基づく |
| 令和6年 2月末日 | 【令和5年度単年度案件】 補助事業の完了 | 実証事業及び支払を含めて完了させる |
| 令和6年 2月～3月 | 【令和5年度単年度案件】 完了実績報告書の提出(3月10日まで) センターによる確定検査(書類の審査及び必要に応じた現地調査等の実施) 【令和5年度-令和6年度案件】 【令和5年度-令和7年度案件】 センターによる中間検査(書類の審査及び必要に応じた現地調査等の実施) 年度終了実績報告書の提出(4月10日まで) | 現地調査には国際コンソーシアム構成員の同行要(代表事業者は必須) |
| 令和6年度 | | |
| 令和6年 4月 | 【令和5年度執行分】 補助金支払 | センターでの検査に基づく |
| 令和7年 2月末日 | 【令和5年度-令和6年度案件】 補助事業の完了 | 実証事業及び試運転及び支払を含めて完了させる |
| 令和7年 2月～3月 | 【令和5年度-令和6年度案件】 完了実績報告書の提出(3月10日まで) センターによる確定検査 【令和5年度-令和7年度案件】 センターによる中間検査 年度終了実績報告書の提出(4月10日まで) | 現地調査には国際コンソーシアム構成員の同行要(代表事業者は必須) |
| 令和7年度 | | |
| 令和7年 | 【令和6年度執行分】 | センターでの検査に基づく |

| | | |
|--------------------|--|--------------------------------------|
| 4月 | 補助金支払 | |
| 令和7年12月 ～令和8年1月 | 審査委員会 | 東京もしくはオンラインにて有識者による審査委員会を開催し、実証結果を評価 |
| 令和8年 1月末日 | 【令和5年度-令和7年度案件】 補助事業の完了 | 実証事業及び支払を含めて完了させる |
| 令和8年 2月～3月 | 【令和5年度-令和7年度案件】 完了実績報告書の提出(3月10日まで)) センターによる確定検査 | 現地調査には国際コンソーシアム構成員の同行要(代表事業者は必須) |
| | 【令和5年度-令和7年度案件】 補助金支払 | センターでの検査に基づく |

3. 採択審査

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を行ったうえで選定します。応募者より提出された書類等をもとに、別添 2「令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業 採択審査基準」(以下、「審査基準」という)に基づき、審査委員会による審査を行い、環境省と協議の上、導入技術の対象国における新規性、JCM 事業化の蓋然性、事業化時の GHG 排出削減効果等を踏まえ採択候補案件を選定し、パートナー国政府として採択に異議がないことを確認した上で、予算の範囲内において採択案件を決定(交付内示)します。

(2) 審査方法及び審査項目

始めに、審査基準の「(1)基礎審査」項目に基づき、提案書の審査を行います。提案書の内容に関し、事務局がヒアリングする場合があります。この基礎審査に合格した応募者に対して、審査基準の「(2)評価審査」項目に基づき、審査委員会がヒアリング審査を実施します。なお、審査の過程で追加資料の提出等を求めることがあります。

ヒアリング審査は、審査委員会が日程を決めて実施する予定です。

(3) パートナー国との合同委員会における関係プロセス

審査委員会実施後、原則、採択候補案件について JCM 事務局へ「PIN(Project Idea Note for the JCM Project)」を送付いたします。JCM 事務局で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認した上で、JCM 事務局からパートナー国政府との合同委員会へ送付し、採択に異議がないことを確認した上で、採択案件を決定します。なお、このプロセスの期間はパートナー国により異なり得ます。また、パートナー国側からの照会内容については JCM 事務局からセンターを通じ、応募者に随時照会が行われ、ご対応を頂く可能性があります。

(4) 審査結果の通知・公表

採択の場合は内示通知を応募者に送付するとともに、採択事業について、環境省及びセンターのウェブ

ウェブサイトにおいて、国名、事業名、事業者名、実証の内容等を公表いたします。また、併せて記者発表を行う場合があります。ただし、当該事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、原則公表しません。

不採択の場合はその旨ご連絡します。

4. 交付申請以降の諸手続きについて

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を、センターに提出していただきます。なお、交付申請書の記載内容については、事前確認を行い、必要に応じて修正及び再提出等を求めることがあります。

(申請手続等は別途定める交付規程をご参照ください)

(2) 交付決定

センターは、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

3. (3)の内示通知の日から60日を経過した後、または年度内にセンターの責に帰する事由以外で交付決定できない場合は事業実施が困難と判断し、交付内示を取り消すことがありますのでご注意ください。

なお、不備のない交付申請書がセンターに到達してから交付決定まで約30日を要します。随時センター担当者と確認をとり、遅くとも交付内示後30日以内に交付申請書を完成させてください。

(3) 事業の開始にあたっての注意事項

補助事業者は、センターからの交付決定日以降に初めて補助事業の開始が可能となります。また、補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

- ① 発注日はセンターの交付決定日以降であること。
- ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ③ 当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

(4) 補助事業の変更交付及び計画変更

1) 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、あらかじめ変更交付申請書をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。

2) 補助事業者は、補助金の額の変更が伴わない場合で下記のいずれかに当たる場合は、あらかじめ計画変更承認申請書をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。

- ① 別表1「経費費目の細分について」の第1欄の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、各区分の配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除きます。
- ② 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除きます。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な

補助目的達成に資するものと考えられる場合

- (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (ウ) JCM事業化時のGHG排出削減量に変更がない場合

(5) プロジェクト登録、モニタリング及びクレジット申請

クレジットの発行を目指して頂くために、以下の事項を実施して頂きます。

① プロジェクト登録

当該事業を JCM プロジェクトとして登録申請していただきます(プロジェクト設計書(Project Design Document; PDD)作成及びその一環として、地域住民等への説明やコメント聴取(Local Stakeholder Consultation; LSC)の実施及び第三者機関(Third Party Entity; TPE)による妥当性確認の実施を含む)。登録申請は、原則として設備の稼働した日から 1 年以内に行ってください。JCM プロジェクト登録のためには、同制度の下での合同委員会で承認された JCM の MRV 方法論を適用する必要があります。したがって、補助事業者には、当該事業に適用可能な MRV 方法論を自ら開発するか、別途方法論の開発を行う者への当該方法論開発に必要な情報提供等に協力していただきます。

② モニタリングの実施

補助事業者は、設備が稼働してから実証期間が終了するまでの期間について(ただし、パートナー国と JCM 二国間文書が有効な期間内に限る。)、JCM 合同委員会で承認された又は承認されることを前提とした MRV 方法論により、実際に GHG 排出削減量を測定・報告していただきます。また、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の2年間(ただし、設備補助事業に採択された場合はその年度まで)について、毎年、GHG 排出削減効果及び設備の稼働状況に関する事業報告書を環境省に提出していただきます。なお、事業の効果を補助事業を実施するパートナー国と情報共有するため、事業報告書を当該パートナー国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承願います。

③ クレジット発行申請

承認された MRV 方法論を基に、モニタリング実施結果を用いて JCM クレジットの発行を申請していただきます(モニタリングレポートの作成、TPE による検証の実施及び JCM 合同委員会へのクレジット発行通知申請書の提出を含む)。原則として、当該プロジェクトにより日本側に発行された JCM クレジットは日本国政府の口座に納入していただきます。また、事業に係る契約書等にクレジット配分に関する記述がされる場合は、パートナー国との JCM 二国間文書を遵守することを妨げないようにしてください。発行申請については、設備が稼働してから実証期間中を対象として行っていただきます(ただし JCM 二国間文書が有効な期間内に限る(期間が延長された場合はその期間も含む)。

クレジット発行申請は、原則として JCM プロジェクトとして登録されてから 1 年以内に行ってください(ただし、パートナー国との協議状況等により発行申請を行えない場合については、その限りではない)。ただし、補助事業者の責によらず、設備が稼働しなかった場合又は稼働した設備による排出削減が生じなかった場合は、本項の限りではない。

※ 上記①～③に係る経費は本補助事業の補助対象とはならない旨、合わせて留意ください。(ただし、補助事業者が MRV 方法論を自ら開発する場合は、それに要する経費は補助対象に含めることができます。)

なお、これら①～③の実施に当たり必要となる方法論やプロジェクト設計書(PDD)の作成、モニタリングレポート作成、TPE による妥当性確認・検証について、環境省が必要と認めた場合は、環境省からの支援があります。

(6) 経費

補助金の経費については、収支簿を備え、他の経費と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備する必要があります。

これらの帳簿及びその他の証拠書類は、補助事業完了後 5 年間保管する必要があります。

(7) 実績報告及び書類審査等

① 年度終了実績報告書

補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 10 日までに年度終了実績報告書をセンターに提出してください。

② 完了実績報告書

補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む)したときに、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに完了実績報告書をセンターに提出してください。

完了実績報告書の提出に当たっては、工事等及びその実績に応じた支払いを完了させ、請求書及び領収書等を添付してください。

センターは補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合するかどうかを確認します。センターにおいてその内容が適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書により補助事業者に通知します。

(8) 補助金の支払い

センターは、補助事業完了時に原則として現地で確定検査を行い、書類の審査を行った上で補助事業者に交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者からの請求に基づき、請求を受けた会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに支払を行うものとします(精算払)。また、概算払請求を受けた場合にも同様の手続きを経てその実績に応じた額の支払いを行うものとします。

精算払は当該確定額から概算払を行った額の合計額を除いた金額を補助事業者に支払うものとします。ただし、概算払を行った額の合計額が確定額を超えているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとします。

(9) 取得財産の管理等

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)は、補助事業者により補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従ってその効率的な運用を図る必要があります。なお、取得財産等には、環境省令和5年度二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業(Demonstration project for application of new decarbonizing technology)

である旨をステッカー添付等により明示しなければなりません。また、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的(※)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することをいう。)しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。補助対象設備に抵当権を設定する場合も財産処分に該当しますので、抵当権を設定する前に財産処分申請書をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省(環境省から委託を受けた民間事業者を含む。)から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供していただきます。

なお、センターの承認を受けて取壊し等を行い当該財産が使用できなくなった場合においても、上記2(1)③クレジット発行申請に従い、当該取壊し等の前のモニタリング結果を基にクレジット発行申請を行っていただきます。

また、国際コンソーシアム内の外国法人等に譲渡する場合も、あらかじめセンターに報告する必要があります。

ただし、以下に該当する取得財産等の処分については、センターの承認は必要ありません。

ア) 取得価格又は効用の増加価格が単価 50万円未満のもの

イ) 事業の実施のために使用した期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を超えるもの

ウ) 災害若しくは火災により使用できなくなった取得財産等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある取得財産等の廃棄処分であって、あらかじめセンターに報告し、受理されたもの

なお、上記イ)にかかわらず、補助目的の範囲内において取得財産等を譲渡し、貸し付けようとするときは、事前にセンターと協議を行ってください。

※補助金交付申請書の実施計画書及び完了実績報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容

(10) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等

補助事業者は、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降法定耐用年数を経過するまでの間において、合併・統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なくセンターに報告する必要があります。

(11) 交付決定の解除等

期限内に事業が完了しなかった場合も含め、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、承認申請書をセンターに提出して承認を受けなければなりません。

この場合、または次のいずれかに該当する場合には、センターは交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、補助事業者は交付規程に従い、交付した補助金をセンターに返還しなくてはなりません。ただし、④の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではありません。

① 補助事業者が、適正化法、同法施行令その他の法令若しくは交付規程、又はこれらに基づくセン

ターによる処分若しくは指示等に従わない場合

- ② 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- ③ 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- ④ 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く）

(12) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用

申請内容の虚偽、補助金の重複受給、その他法令等に違反したことが判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われる可能性があります。

5. 公募案内

(1) 応募方法

電子メール及びクラウドストレージ(BOX)より提出いただきます。郵送での提出は原則認めません。BOXのご利用には、事前登録及びアカウント申請の手続きが必要です。応募締切日の2週間前までを目途に手続きを完了ください。応募の流れは下記の通りです。

① 応募案件事前登録

応募案件の概要をセンターウェブサイト内の事前登録フォーム(下記(5)参照)に記入・登録ください。

② アカウント申請

センターウェブサイト内のアカウント申請フォーム(下記(6)参照)より申込みください。

③ アカウント発行

BOXへのログイン及びアップロード方法をセンターよりご連絡します。

④ 応募書類提出

電子メールにて【様式1】を提出ください。また、全ての応募書類をBOXへ格納ください。格納した資料の編集はできません。

⑤ 申請受理

センターより提出書類が受理されたことをご連絡します。

(2) 公募期間

1次公募: 令和5年7月12日(水)公募再開後～令和5年8月30日(水)12:00(正午)

2次公募: 令和5年10月16日(月)～令和5年11月20日(月)12:00(正午)

(3) 応募に必要な提出書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、様式が定められているものについては、必ずセンターのウェブサイトから電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

書類は、クラウド・サービスより添付資料としてご提出ください。

- ① 提出書類

(ア) 公募提案書【様式1】

(イ) 事業概要【様式2】

(ウ) 実施計画書【様式3-0a】

最大 10 ページで作成するようお願いいたします。実施計画書の内容を説明、補足する各種根拠書類を、チェックリスト【様式6】を参照の上で必ず添付してください。

書類番号 3-12「GHG 排出削減量算定の根拠資料」の作成にあたっては、別添 4「令和5年度 JCM 設備補助事業電力 CO₂ 排出係数(tCO₂/MWh)一覧表」を参照ください。

(エ) PIN (Project Idea Note for the JCM Project)【様式3-16】

応募された事業のプロジェクト情報を英文で作成いただきます。ヒアリング審査後、原則、採択候補案件について、JCM 日本事務局へ PIN を送付いたします。JCM 日本事務局で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認した上で、JCM 日本事務局からパートナー国の JCM 事務局と合同委員会へ送付し、採択に異論がないことを確認した上で、採択案件を決定します。なお、このプロセスの期間はパートナー国により異なり得ます。また、パートナー国側からの照会内容については JCM 日本事務局から応募者に随時照会が行われ、ご対応を頂く可能性があります。本【様式3-16】は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該パートナー国の政府職員に共有しますことを、あらかじめご了承ください。

(オ) Agreement on the Allocation of JCM Credits【様式5-2】

クレジット配分に係る合意書(英文)※署名済みのものを提出してください。

(カ) 経費内訳【様式4】

経費内訳は年度ごとに記載し、金額の根拠がわかる書類(見積書)等を参考資料(様式任意)として必ず添付してください。

(キ) 応募者及び共同事業者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款を提出してください。また、設立が予定されている段階であれば、設立の認可を受けてください、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合には、応募者の業務概要が分かる資料を作成の上、提出してください。

(ク) 応募者及び共同事業者の経理状況説明書(直近3決算期の監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書(※))を提出してください。また、設立が予定されている段階であれば、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合には、提出不要です。なお、当該事業の資金調達に親会社等の出資・融資・保証による場合(共同事業者が特別目的会社(SPC)の場合を含む)は、これらの関係者についても同様の資料を提出してください。

※ 応募時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算。法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、応募年度の事業計画及び収支予算と、直近の1決算期に関する監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書。法人の設立から2会計年度を経過し、かつ、3会計年度を経過していない場合には、直近の2決算期に関する監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書。キャッシュフロー計算書

は、法令上作成義務がない場合であっても提出してください。

(ケ) 国際コンソーシアム協定書【様式5】

国際コンソーシアム協定書(案)を提出ください。応募時点においては国際コンソーシアム協定書への署名は必要ありません。採択後の交付申請時には署名済みのものを提出していただきます。

国際コンソーシアム協定に関する詳細書類等(協定書締結に向けた調整状況を説明する資料など、様式任意)も合わせて提出ください。

(コ) 提出書類チェックリスト(確認欄にチェックを入れること。)**【様式6】**

(サ) その他参考資料

※ 添付資料として提出する書類データにはチェックリスト**【様式6】**の番号に従ったファイル名をつけて番号順に保存すること。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メール等にて別途問い合わせさせていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、予め御了承ください。

(4) 注意事項

応募申請にあたっては下記事項について十分にご注意ください。

- ① 電子申請となります。応募締切日の応募受付は、正午締切りです。
- ② 電子申請時には、提出書類のチェックリスト**【様式6】**に基づいて必ずクロスチェック(複数人のチェック)を行い不備の無い状態でご申請ください。
- ③ 英語以外の外国語の書類について、和訳の添付がないと審査に支障をきたす場合がありますので、その場合、和訳を添付してください。なお、英文書類についても応募受付後に和訳の添付を依頼することがあります。
- ④ 原則として、一度申請された書類の変更は受け付けません。
- ⑤ 申請情報は採択案件の選定のみによります。

(5) 応募案件事前登録フォーム

https://gec.jp/jcm/jp/Newtech_pre-registration/

(6) アカウント申請フォーム

https://gec.jp/jcm/jp/Newtech_Apply/https://gec.jp/jcm/jp/apply_2022

(7) 公募内容の説明

【1次公募】

公募説明会はウェビナー形式にて7月18日(火)15:00~16:00の予定で開催する予定です。また、センターのウェブページで公開する資料でもご説明いたします。

【2次公募】

公募説明会はウェビナー形式にて10月24日(火)13:30～15:00に開催する予定です。また、センターのウェブページで公開する資料でもご説明いたします。

(8) 応募に関する質問の受付及び回答

○ 受付方法

電子メールにて本件窓口 (newtech@gec.jp) へ送信してください。電子メールの件名は、「質問:令和5年度水素等新技術導入事業」としてください。

○ 受付期間

【1次公募】公募再開後～7月24日(月)の17時まで

【2次公募】2次公募開始後～10月25日(水)の17時まで

○ 回答

受付期間終了から1週間程度でセンターのウェブページに掲載します。

6. 情報の取り扱い

センターは、この公募要領や交付規程に従ってセンターに提出される各種書類及び経理等の証拠書類(請求書、契約書、支払いの事実を示す書類)等並びにこれらの電子データについては、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理します。

7. 留意事項

(1) 事業内容の発表等

環境省では、本補助事業の実施内容及び成果について広く国内外へ情報発信していくことを予定しています。このため、導入した設備に関する公表可能な写真などを提供していただきますので、あらかじめご了承ください。また、補助事業者においても、国内外を問わず公表するよう努めるとともに、公表に当たっては、環境省 JCM 水素等新技術導入事業 (Demonstration project for application of new decarbonizing technology) によるものである旨を明示してください。

(2) その他

本公募要領で規定するもののほか、必要な事項は適正化法及びその施行令(昭和30年政令第255号)の規定、及び交付規程に定めますので、これらをご参照ください。

また以下に示す JCM 設備補助事業ジェンダー・ガイドラインについても、併せてご参照下さい。

https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r02/mp/jcmsbsdR2_gender.pdf

別表1 経費費目の細分について

| 1 区分 | 2 費目 | 3 細分 | 4 内容 |
|------|------|------------------|---|
| 工事費 | 本工事費 | (直接工事費) 材料費 | 事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。 |
| | | 労務費 | 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。 |
| | | 直接経費 | 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) |
| | | (間接工事費) 共通仮設費 | 次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用 |
| | | 現場管理費 | 請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。 |
| | | 一般管理費 | 請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。 |

| | | | |
|-----|--------|--|--|
| | 付帯工事費 | | <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> |
| | 機械器具費 | | <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> |
| | 測量及試験費 | | <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> |
| 設備費 | 設備費 | | <p>事業を行うために直接必要な設備及び機器(モニタリング機器を含む)の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p> |
| 業務費 | 業務費 | | <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> |
| 事務費 | 事務費 | | <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸掛金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> |

| 号 | 区 分 | 率 |
|---|---------------------------|------|
| 1 | 5,000 万円以下の金額に対して | 6.5% |
| 2 | 5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して | 5.5% |
| 3 | 1 億円を超える金額に対して | 4.5% |

別表 2 事務費の内訳について

| 1区分 | 2費目 | 3細目 | 4細分 | 5内 容 |
|-----|-----|--------------|-------|---|
| 事務費 | 事務費 | 社会保険料 | 社会保険料 | この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。 |
| | | 賃金 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。 |
| | | 諸謝金 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。 |
| | | 旅費 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。 |
| | | 需用費 | 印刷製本費 | この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。 |
| | | 役務費 | 通信運搬費 | この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。 |
| | | 委託料 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。 |
| | | 使用料及賃借料 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。 |
| | | 消耗品費 備品購入 | | この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | 類の購入のために必要な経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 |
|--|--|--|--|--|

別添1 暴力団排除に関する誓約事項

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、公募提案書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方は不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、センターの求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 補助事業として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 補助事業として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を本事業に関して締結する全ての契約の相手方(以下「契約相手方」という。)としません。

3. 契約相手方又は共同事業者(以下「契約相手方等」という。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は契約相手方等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

令和 5 年度から令和 7 年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技術導入事業
採択審査基準

令和 5 年 8 月 4 日
(公財) 地球環境センター

1. はじめに

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度資金支援事業）実施要領（以下、「実施要領」という。平成 28 年 4 月 1 日環地温発第 16040126 号）第 3（6）に基づき、公益財団法人地球環境センター（以下「センター」という。）は、公正かつ透明性が確保された手続きにより間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採択に関する採択審査基準を当該委員会の承認を受けて制定しました。

センターは、応募のあった案件に対し、本採択審査基準に基づいて審査委員会の審議をもとに環境省と協議し、原則、日本との間で JCM を構築している国（以下「パートナー国」という。）の合同委員会において採択に異論がないことを確認の上、間接補助金交付先の採択を行います。

2. 事業の目的

水素等新技術導入事業（以下、「本事業」という。）、二国間クレジット制度（以下、「JCM」という。）を通じたプロジェクト化の実績がない先進的な脱炭素技術（再生可能エネルギー由来水素等）の導入を促進することにより、もって JCM を通じた我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に資することを目的としております。

また、「環境省 脱炭素インフライニシアティブ（令和 3 年 6 月、環境省策定）」、「地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月、閣議決定）」、「環境省 COP26 後の 6 条実施方針（令和 3 年 11 月、環境省発表）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和 4 年 6 月閣議決定）」等に沿って、パートナー国等のニーズを深く理解した上で先進的な脱炭素技術等を普及・展開することにより、世界の脱炭素化に貢献することが期待されています。

また本事業では、本事業完了後に JCM 設備補助事業等の資金支援事業を活用して早期に事業化を図る事業を支援する観点から、原則、本事業による実証後数年以内に JCM 設備補助事業への応募を計画する事業を対象とします。

なお、以後における「補助金」、「補助事業者」は、それぞれ実施要領における「間接補助金」、「間接補助事業者」を指します。

3. 審査基準の概要

補助金交付先の採択に際しては、提出された提案書の内容について以下の視点から審査します。なお、基礎審査を通過した提案者に対して、委員会によるヒアリング等を実施します。

A. 基礎審査

まず基礎審査として、センターにおいて以下の審査項目を満たしていることを確認します。そのうえで、すべての審査項目を満たしている提案については、B の評価審査に進みます。いずれかの審査項目を明らかに満たしていない提案は不採択となります。

(1) 対象事業の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ①対象国でJCMの実績が無く、対象国での普及展開が期待される脱炭素技術であること。（対象国の国家戦略に位置付けられている等）
- ②対象とする脱炭素技術が、下記の要件を全て満たすものであること。
 - ア) エネルギー起源 CO₂ の排出を削減するものであること。CO₂ 以外の温室効果ガスのみを削減する技術や、エネルギー起源であることが明確でない CO₂ の吸収や固定（大気中の CO₂ の吸収等）に関する技術ではないこと。
 - イ) 主要な要素となる技術について、研究段階ではなく、国内外で実証されたものであること。
- ③3年度以内で完了できる計画であること。
- ④対象とする脱炭素技術の普及を図るパートナー国が下記のいずれかに該当すること。
 - ア) 令和5年7月6日現在、JCMを構築している国
(モンゴル・バングラデシュ・エチオピア・ケニア・モルディブ・ベトナム・ラオス・インドネシア・コスタリカ・パラオ・カンボジア・メキシコ・サウジアラビア・チリ・ミャンマー・タイ・フィリピン・セネガル・チュニジア・アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦及びキルギスの計27か国。)
尚、本事業の公募期間中に新たにJCMが構築された国も含めます。
- ⑤パートナー国において、技術導入の基盤である現地人材の能力向上等に貢献し、パートナー国内での当該製品・技術等の持続的な市場創造につながると認めら

れること。

⑥脱炭素インフラニシアティブ（令和3年6月、環境省策定）、「地球温暖化対策計画（令和3年10月、閣議決定）」、「環境省 COP26 後の6条実施方針（令和3年11月、環境省発表）」等に沿っているものであること。

⑦持続可能な開発（SDGs：Sustainable Development Goals）の実現へ寄与しているものであること。また、センター公開のジェンダー・ガイドラインに沿っているものであること。

https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r02/mp/jcmsbsdR2_gender.pdf

※2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標

⑧「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）（令和2年10月、ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議策定）（以下URL参照）に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応（人権デューディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取り組んでいるものであること。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議策定）（以下URL参照）に沿って、企業が自らの責任の下、サプライチェーン等における最善の人権対応（人権デューディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取り組んでいるものであること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

⑨ JICA、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業と連携して事業を行う場合、補助事業の対象範囲（補助金が直接使用される部分に限る）と、ODA（政府開発援助）に該当する出資・融資を受ける事業の対象範囲を区分できるものであること。

⑩本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）第2条第1項に規定する「補助金等」及び同条第4項に規定する「間接補助金等」をいう。）を受けていないこと。

なお、日本国内外での事業実施においては、当該国・地域の法令等を遵守し、適切に補助事業を遂行すること。

（2）申請者の要件

本事業について補助金の交付を申請し、交付の対象者となることができる者は、次の①～⑦の要件を全て満たす者としします。

- ① 申請者が国内における法人等であって、次に掲げるいずれかであること。
 - 民間企業（外国の企業が会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき設立する日本法人を含む）
 - 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - その他環境大臣の承認を経てセンターが認める者
- ② 国際コンソーシアムの代表事業者であること。
 - 注 1) 国際コンソーシアムとは、①の日本法人（以下「代表事業者」という。）と外国法人等（以下「共同事業者」という。）により構成され、事業を効果的かつ効率的に実施する組織。
 - 注 2) 交付申請は、代表事業者が行なうこと。
 - 注 3) 代表事業者及び共同事業者は、センターが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。
- ③ 補助事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制が構築されており、技術的能力を有すること。
- ④ 補助事業を的確に遂行するのに必要な財務経理的基盤・経営健全性を有すること。
- ⑤ 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑥ 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。
- ⑦ 公募要領別添 1 に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

B. 評価審査

次に評価審査として、以下の各審査項目に関する評価案をセンターが作成し、これを踏まえて委員会が採点を行います。採点は、(1)～(5)の項目ごとに評価を行ってその合計点を算出し、合計点で60点を越えることを目安に採択妥当性を審査します。

(1) 導入新技術の対象国における新規性・普及可能性（10点）

JCM パートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術（例として、再生可能エネルギー由来水素等が挙げられるが、それに限らない）であり、普及可能性があること。

(*)新規パートナー国：2022年度以降に JCM パートナー国となったセネガル・チュニジア・アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギ

ニア、アラブ首長国連及びキルギスの計 10 か国(2023 年 7 月 6 日現在)。

(2) 実証内容の妥当性 (15 点)

- ① 実証する目的、課題、項目等が明確に示されているか。
- ② 実証の方法は、実証目的の達成のために適切か。
- ③ 実証に要する経費の内容や金額は適切で、裏付けがあるか。
- ④ 実証の実施体制は、その実現のために現地共同事業者と協働できるものであるか。

(3) 導入技術の数年後の JCM 事業化の蓋然性 (30 点)

事業化時の事業計画はパートナーの選定や事業体制構築（許認可取得、原料調達、製造、販売、経済性、保守、MRV 等）を含めて明確で、事業化の際の資金調達の計画は妥当であり、JCM 事業化の実現性が高いか。

(4) 事業化時の GHG 排出量削減効果 (30 点)

- ① GHG 排出削減量算出の考え方は適切か。(計算方法が明確に示され、適切か。)
- ② JCM 事業化時における GHG 排出削減量
- ③ 費用対効果

(上述②で説明した GHG 排出削減量を実現するために必要な(事業化時の JCM 設備補助事業による)補助対象経費を示すこと。その上で、GHG 排出総削減量(年間 GHG 排出削減量 x 法定耐用年数)に対する費用対効果を算出する。)

(5) 事業者の経営健全性、財務基盤の健全性 (10 点)

- ① 本事業実施に際しての事業者、共同事業者の経営健全性、財務基盤の健全性
- ② 本事業実施のための資金計画の妥当性

(6) 政策的評価 (5 点)

- ① パートナー国の NDC への適合
- ② パートナー国の SDGs への貢献(脱炭素以外の副次的な効果)
- ③ 脱炭素社会への移行を見据え、今後需要の拡大が見込まれる分野か。

以上

別添3 類似技術の分類 各パートナー国における採択実績

別添3 類似技術の分類 各パートナー国における採択実績件数

6 April 2023

同一の設備補助事業に複数技術を導入する場合はそれぞれ件数をカウントしています。

補助率： 白 0プロジェクト = 上限 50% 黄 1-3 プロジェクト = 上限 40% 橙 4プロジェクト以上 = 上限 30%

| 分野 | 技術 | JCM方法論 | モンゴル | バングラ | エチオピ | ケニア | モルディ | ベトナム | ラオス | インドネ | コスタリ | パラオ | カンボジ | メキシコ | サウジア | チリ | ミャン | タイ | フィリ | 合計 (Total) |
|----------------|--------------------|--|------|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|------|----|-----|----|-----|---------------|
| | | | MN | BD | ET | KE | MV | VN | LA | ID | CR | PW | KH | MX | SA | CL | MM | TH | PH | |
| 1. 省エネルギー | 空調機 (エアコン) | VN_AM006, ID_AM004 | | | | | | 4 | | 2 | | | | | | | | 1 | | 7 |
| | 冷凍機 (空調用) | BD_AM001, VN_AM011, ID_AM002, CR_AM002, KH_AM003, TH_AM003, TH_AM005 | | 2 | | | | 5 | | 5 | 1 | | 1 | | | | | 5 | | 19 |
| | 冷凍機 (冷蔵・冷凍用) | ID_AM003, MM_AM002, TH_AM008, TH_AM011, TH_AM013 | | | | | | | | 1 | | | | | | | 2 | 4 | | 7 |
| | 取込式冷凍機 (廃熱利用) | ID_AM022 | | | | | | | | 2 | | | | | | | | 2 | | 4 |
| | 旋回流誘引型成層空調システム | TH_AM006 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 冷蔵・冷凍ショーケース | ID_AM008, TH_AM014 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 | | 2 |
| | ボイラ | MN_AM002, ID_AM015, MM_AM003, TH_AM010 | | 2 | | | | 2 | | 4 | | | | 1 | | | 2 | 3 | | 14 |
| | 熱媒ボイラ | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | ヒートポンプ | VN_AM012, ID_AM010 | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | 1 | | 3 |
| | 廃熱回収温水器 | CR_AM003 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| | 廃熱予熱利用システム | TH_AM012 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 1 | | 3 |
| | 熱交換器 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 変圧器 | VN_AM005, LA_AM003 | | | | | | 4 | 2 | | | | | | | | | | | 6 |
| | LED照明 | ID_AM005, ID_AM020, TH_AM016 | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | 1 | 3 |
| | LED照明(調光システム含む) | ID_AM018, KH_AM001 | | | | | | 2 | | 1 | | | 1 | | | | | | | 4 |
| | ポンプ | VN_AM013 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| | コンプレッサー | TH_AM002 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | | 2 |
| | 曝気システム | ID_AM024 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | リジエナバーナ | ID_AM009 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | 天然ガス焼成炉 | VN_AM010 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 天然ガス溶解炉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| | 空調制御システム | VN_AM015 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 | 2 |
| | ポンプ制御用インバーター | KH_AM005 | | | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | 2 |
| | 織機 | BD_AM003, ID_AM011, TH_AM004 | | 1 | | | | | | 2 | | | | | | | | | 1 | 4 |
| | 段ボール古紙処理設備 | ID_AM012 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| 電槽化成設備 | VN_AM009 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | |
| 食塩電解槽 | SA_AM001, TH_AM015 | | | | | | | | | | | | 1 | | | | 1 | | 2 | |
| ワイヤー擦り線機 | VN_AM014 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | |
| 高効率減面釜 | ID_AM028 | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | 2 | |
| 多重効用蒸留システム | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | |
| 射出成型機 | ID_AM025 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | |
| 2. 再生可能エネルギー | 太陽光発電 | MN_AM003, BD_AM002, KE_AM002, MV_AM001, VN_AM007, LA_AM002, ID_AM013, CR_AM001, PW_AM001, KH_AM002, MX_AM001, CL_AM001, TH_AM001, PH_AM002 | 5 | 1 | 1 | 4 | 1 | 14 | 3 | 8 | 1 | 5 | 3 | 2 | 2 | 12 | 1 | 25 | 7 | 95 |
| | 太陽光発電+蓄電池 | MV_AM002, ID_AM017, CL_AM002 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 | | 2 |
| | 小水力発電 | KE_AM003, ID_AM019, ID_AM021, PH_AM001 | | | | | | 1 | | 11 | | | | | | | | | 1 | 13 |
| | 風力発電 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 0 | 1 |
| | 地熱発電 (バイナリー) | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 3 |
| | 地熱発電 (フラッシュ) | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| | バイオマス発電 | ID_AM027, MM_AM004 | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | 1 | 1 | | | 4 |
| | バイオガス発電 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| | バイオマス燃焼ボイラ (固体) | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | 2 | | 4 |
| | バイオガス燃焼ボイラ | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | 2 |
| バイオマスコジェネレーション | ET_AM003 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | |
| 3. エネルギーの有効利用 | 廃熱利用発電 | ID_AM001, MM_AM005, TH_AM007 | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | 2 | | 4 |
| | ガスコジェネレーション | ID_AM016, ID_AM023, TH_AM009 | | | | | | | | 2 | | | | | | | | 4 | | 6 |
| 4. 廃棄物 | 廃棄物発電 | MM_AM001 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 | | | 2 |
| | メタン回収発電 | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| 5. 交通 | デジタルタコグラフ | VN_AM001 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| | CNGディーゼル燃焼バス | ID_AM026 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | リーフアーコンテナ | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| 合計 | 技術の件数：49件 | 方法論の件数：83件 | 7 | 4 | 1 | 4 | 1 | 47 | 5 | 53 | 3 | 5 | 6 | 5 | 3 | 13 | 11 | 61 | 14 | 243 |

別添 4 令和5年度 JCM 設備補助事業電力 CO2 排出係数(tCO2/MWh)一覧表

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和5年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数(tCO2/MWh)一覧表

令和5年4月6日(公募開始時点)

| No. | パートナー国 | 省エネルギー | | | | 再生可能エネルギー(PV、風力、水力等) | | |
|-----|-----------|--------|-------------|---------------------|------|----------------------|-------------|-------------------------|
| | | 全ての場合 | 右記以外 の場合 | 所内自家発電のみを 代替する場合 | | 全ての場合 | 右記以外 の場合 | 所内自家発電 のみを代替す る場合 |
| | | | | ディーゼル | 天然ガス | | | |
| 1 | モンゴル | — | 別表1参照 | 0.8 | — | — | 別表1参照 | 0.533 |
| 2 | バングラデシュ | — | 0.67 | 0.8 | 0.46 | — | 0.376 | 0.533 |
| 3 | エチオピア | — | — | 0.8 | — | — | 0.112 | 0.533 |
| 4 | ケニア | — | 0.2262 | 0.8 | — | 0.533 | — | — |
| 5 | モルディブ | 0.8 | — | — | — | 0.533 | — | — |
| 6 | ベトナム | — | 0.7221 | 0.8 | 0.46 | — | 0.333 | 0.533 |
| 7 | ラオス | — | 0.5595 | 0.8 | — | — | 0.319 | 0.533 |
| 8 | インドネシア | — | 別表2参照 | 0.8 | — | — | 別表2参照 | 0.533 |
| 9 | コスタリカ | — | 0.1 | 0.8 | 0.46 | — | 0.255 | 0.533 |
| 10 | パラオ | 0.8 | — | — | — | 0.533 | — | — |
| 11 | カンボジア | — | 別表3参照 | 0.8 | — | — | 0.353 | 0.533 |
| 12 | メキシコ | — | 0.435 | 0.8 | — | — | 0.434 | 0.533 |
| 13 | サウジアラビア | — | 0.654 | 0.8 | 0.46 | 0.533 | — | — |
| 14 | チリ | — | 0.611 | 0.8 | — | — | 別表4参照 | 0.533 |
| 15 | ミャンマー | — | 0.3 | 0.8 | — | — | 0.319 | 0.533 |
| 16 | タイ | — | 0.5664 | 0.8 | 0.46 | 0.319 | — | — |
| 17 | フィリピン | — | 別表5参照 | 0.8 | — | — | 別表5参照 | 0.533 |
| 18 | セネガル | — | 0.562 | 0.8 | — | — | 0.319 | 0.533 |
| 19 | チュニジア | — | 0.5529 | 0.8 | — | — | 0.319 | 0.533 |
| 20 | アゼルバイジャン | — | 0.535 | 0.8 | — | — | 0.319 | 0.533 |
| 21 | モルドバ | 0.8 | — | — | — | 0.533 | — | — |
| 22 | ジョージア | — | 0.39995 | 0.8 | — | — | 0.319 | 0.533 |
| 23 | スリランカ | — | 0.7726 | 0.8 | — | — | 0.319 | 0.533 |
| 24 | ウズベキスタン | — | 0.593 | 0.8 | — | — | 0.319 | 0.533 |
| 25 | パプアニューギニア | — | 0.655 | 0.8 | — | — | 0.319 | 0.533 |

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和5年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数(tCO2/MWh)一覧表

別表1 モンゴル

令和5年4月6日(公募開始時点)

| グリッド | 省エネルギー | | 再生可能エネルギー (PV、風力、水力等) | |
|---------------------------------|--------|------|-----------------------|-------|
| | ケース1 | ケース2 | ケース1 | ケース2 |
| ナショナルグリッド(CES、WES、AUES、EES、SES) | 0.859 | 0.8 | 0.797 | 0.533 |

| | |
|------|--------------------------|
| ケース1 | グリッド電力のみを代替する場合 |
| ケース2 | グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合 |

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和5年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数(tCO2/MWh)一覧表

別表2-1 インドネシア(省エネルギー)

令和5年4月6日(公募開始時点)

| No. | 電力系統 (National Grid) | 地域 (Province) | 省エネルギー | |
|------------|--------------------------|---------------------|--------|------|
| | | | ケース1 | ケース2 |
| 1 | Adonara | Nusa Tenggara Timur | 0.59 | 0.59 |
| 2 | Alor | Nusa Tenggara Timur | 0.58 | 0.58 |
| 3 | Ambon | Maluku | 0.66 | 0.66 |
| 4 | Bangka | Bangka Belitung | 0.89 | 0.80 |
| 5 | Barito | Kalselteng | 1.31 | 0.80 |
| 6 | Batam-Tanjung Pinang | Kepulauan Riau | 0.82 | 0.80 |
| 7 | Bau-Bau | Sulawesi Tenggara | 0.80 | 0.80 |
| 8 | Belitung | Bangka Belitung | 1.41 | 0.80 |
| 9 | Bengkalis (Riau) | Riau | 0.01 | 0.01 |
| 10 | Biak | Papua | 0.57 | 0.57 |
| 11 | Bima | Nusa Tenggara Barat | 0.55 | 0.55 |
| 12 | Bualemo | Sulawesi Tengah | 0.71 | 0.71 |
| 13 | Buano (Seram Barat) | Maluku | 0.71 | 0.71 |
| 14 | Buli (Halmahera Timur) | Maluku Utara | 0.65 | 0.65 |
| 15 | Concong Luar (Riau) | Riau | 0.67 | 0.67 |
| 16 | Dabo Singkep (Kepri) | Kepulauan Riau | 0.48 | 0.48 |
| 17 | Daruba (Morotai) | Maluku Utara | 0.60 | 0.60 |
| 18 | Dobo | Maluku | 0.54 | 0.54 |
| 19 | Ende | NTT | 1.03 | 0.80 |
| 20 | Ibu (Halmahera Barat) | Maluku Utara | 0.60 | 0.60 |
| 21 | Ipuh | Bengkulu | 0.64 | 0.64 |
| 22 | Jamali | Bali | 0.87 | 0.80 |
| | | Banten | | |
| | | DI Yogyakarta | | |
| | | DKI Jakarta | | |
| | | Jawa Barat | | |
| | | Jawa Tengah | | |
| Jawa Timur | | | | |
| 23 | Jayapura | Papua | 0.51 | 0.51 |
| 24 | Karakelang (Talaud) | Sulawesi Utara | 0.53 | |
| 25 | Kendari | Sulawesi Tenggara | 1.02 | 0.80 |
| 26 | Kesui (Seram Timur) | Maluku | 0.76 | 0.76 |
| 27 | Khatulistiwa | Kalimantan Barat | 1.63 | 0.80 |
| 28 | Kian Darat (Seram Timur) | Maluku | 0.61 | 0.61 |
| 29 | Kisar | Maluku | 0.57 | 0.57 |
| 30 | Kobisonta (Seram Utara) | Maluku | 0.59 | 0.59 |
| 31 | Kolaka | Sulawesi Tenggara | 0.46 | 0.46 |
| 32 | Kota Bani | Bengkulu | 0.70 | 0.70 |
| 33 | Kota Lama (Riau) | Riau | 0.59 | 0.59 |
| 34 | Kotaraya | Sulawesi Tengah | 0.49 | 0.49 |
| 35 | Ladan | | 0.54 | 0.54 |
| 36 | Laimu (Seram Selatan) | Maluku | 0.67 | 0.67 |
| 37 | Lambuya | Sulawesi Tenggara | 0.56 | 0.56 |
| 38 | Lelang | Sulawesi Tengah | 0.60 | 0.60 |
| 39 | Lemang (Riau) | Riau | 0.56 | 0.56 |

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予測するものではありません。

令和5年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数(tCO2/MWh)一覧表

別表2-1 インドネシア(省エネルギー)

令和5年4月6日(公募開始時点)

| No. | 電力系統 (National Grid) | 地域 (Province) | 省エネルギー | |
|----------------|-------------------------|-------------------|--------|------|
| | | | ケース1 | ケース2 |
| 40 | Letung | Kepulauan Riau | 0.63 | 0.63 |
| 41 | Lirung | Sulawesi Utara | 0.57 | 0.57 |
| 42 | Lombok | NTB | 1.61 | 0.80 |
| 43 | Lumbi-lumbia | Sulawesi Tengah | 0.78 | 0.78 |
| 44 | Luwuk | Sulawesi Tengah | 0.60 | 0.60 |
| 45 | Mahakam | Kalimantan Timur | 1.14 | 0.80 |
| 46 | Mangaran | Sulawesi Utara | 0.62 | 0.62 |
| 47 | Manokwari | Papua Barat | 0.56 | 0.56 |
| 48 | Maumere | NTT | 0.56 | 0.56 |
| 49 | Merauke | Papua | 0.55 | 0.55 |
| 50 | Moa | Maluku | 0.51 | 0.51 |
| 51 | Nabire | Papua | 0.52 | 0.52 |
| 52 | Namlea | Maluku | 0.60 | 0.60 |
| 53 | Nias | Sumatera Utara | 0.75 | 0.75 |
| 54 | Pagai Selatan | Sumatera Barat | 0.66 | 0.66 |
| 55 | Palapas-Palu | Sulawesi Tengah | 0.54 | 0.54 |
| 56 | Pulau Buru | Maluku | 0.56 | 0.56 |
| 57 | Pulau Halang (Riau) | Riau | 0.60 | 0.60 |
| 58 | Pulau Tello | Sumatera Utara | 0.91 | 0.80 |
| 59 | Raha | Sulawesi Tenggara | 0.57 | 0.57 |
| 60 | Ranai | Kepulauan Riau | 0.57 | 0.57 |
| 61 | S Nasik Belitung | Bangka Belitung | 0.43 | 0.43 |
| 62 | Saumlaki | Maluku | 0.51 | 0.51 |
| 63 | Selat Panjang (Riau) | Riau | 0.51 | 0.51 |
| 64 | Serui | Papua | 0.59 | 0.59 |
| 65 | Siberut | Sumatera Barat | 0.70 | 0.70 |
| 66 | Siberut Utara | Sumatera Barat | 0.71 | 0.71 |
| 67 | Sipora | Sumatera Barat | 0.67 | 0.67 |
| 68 | Sorong | Papua Barat | 0.56 | 0.56 |
| 69 | Sulselbar | Sulawesi Barat | 0.95 | 0.80 |
| | | Sulawesi Selatan | | |
| 70 | Sulutgo | Gorontalo | 0.78 | 0.78 |
| 71 | Sumatera | Aceh | 0.94 | 0.80 |
| | | Bengkulu | | |
| | | Jambi | | |
| | | Lampung | | |
| | | Riau | | |
| | | Sumatera Barat | | |
| | | Sumatera Selatan | | |
| Sumatera Utara | | | | |
| 72 | Sumbawa | NTB | 0.70 | 0.70 |
| 73 | Tagulandang | Sulawesi Utara | 0.55 | 0.55 |
| 74 | Tahuna (Sangihe) | Sulawesi Utara | 0.58 | 0.58 |
| 75 | Tambelan (Kepri) | Kepulauan Riau | 0.65 | 0.65 |
| 76 | Taniwel (Seram Barat) | Maluku | 0.58 | 0.58 |

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和5年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数(tCO2/MWh)一覧表

別表2-1 インドネシア(省エネルギー)

令和5年4月6日(公募開始時点)

| No. | 電力系統 (National Grid) | 地域 (Province) | 省エネルギー | |
|-----|-------------------------|-------------------|--------|------|
| | | | ケース1 | ケース2 |
| 77 | Tanjung Balai Karimun | Kepulauan Riau | 0.84 | 0.80 |
| 78 | Tanjung Batu | Kepulauan Riau | 0.50 | 0.50 |
| 79 | Tanjung Samak (Riau) | Riau | 0.56 | 0.56 |
| 80 | Tarakan | Kalimantan Utara | 0.48 | 0.48 |
| 81 | Tehoru (Seram Selatan) | Maluku | 0.64 | 0.64 |
| 82 | Teluk Ketapang (Riau) | Riau | 0.76 | 0.76 |
| 83 | Tembilahan (Riau) | Riau | 0.61 | 0.61 |
| 84 | Ternate - Tidore | Maluku Utara | 0.48 | 0.48 |
| 85 | Timika | Papua | 0.57 | 0.57 |
| 86 | Timor | NTT | 0.69 | 0.69 |
| 87 | Tobelo | Maluku Utara | 0.59 | 0.59 |
| 88 | Toili | Sulawesi Tengah | 0.60 | 0.60 |
| 89 | Toli-Toli | Sulawesi Tengah | 0.50 | 0.50 |
| 90 | Tual | Maluku | 0.58 | 0.58 |
| 91 | Wahai (Seram Utara) | Maluku | 0.63 | 0.63 |
| 92 | Waingapu | NTT | 0.55 | 0.55 |
| 93 | Wakai | Sulawesi Tengah | 0.72 | 0.72 |
| 94 | Wangi-Wangi | Sulawesi Tenggara | 0.51 | 0.51 |
| 95 | Werinama (Seram Timur) | Maluku | 0.67 | 0.67 |

Source: Greenhouse Gas (GHG) Emission Factor Electricity Interconnection System

https://gatrik.esdm.go.id/frontend/download_index/?kode_category=emisi_pl

https://gatrik.esdm.go.id/assets/uploads/download_index/files/96d7c-nilai-fe-grk-sistem-ketenagalistrikan-tahun-2019.pdf

| | |
|------|--------------------------|
| ケース1 | グリッド電力のみを代替する場合 |
| ケース2 | グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合 |

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和5年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数(tCO2/MWh)一覧表

別表2-2 インドネシア(再生可能エネルギー)

令和5年4月6日(公募開始時点)

| No. | 電力系統の内部連結 | 地域 | 再生可能エネルギー(PV、風力、水力等) | |
|-----|-----------------------|------------------------------|----------------------|-------|
| | | | ケース1 | ケース2 |
| 1 | Jamali | Java, Madura, Bali islands | 0.613 | 0.533 |
| 2 | Sumatera | Sumatera | 0.473 | 0.473 |
| 3 | Batam - Bintan | Riau Islands | 0.632 | 0.533 |
| 4 | Tanjung Balai Karimun | Riau Islands | 0.575 | 0.533 |
| 5 | Tanjung Batu | Riau Islands | | |
| 6 | Kelong | Riau Islands | | |
| 7 | Ladan | Riau Islands | | |
| 8 | Midai | Riau Islands | | |
| 9 | P Buru | Riau Islands | | |
| 10 | Ranai | Riau Islands | | |
| 11 | Sedanau | Riau Islands | | |
| 12 | Tarempa | Riau Islands | 0.583 | 0.533 |
| 13 | Bangka | Bangka | | |
| 14 | Belitung | Belitung | | |
| 15 | S Nasik | Belitung | | |
| 16 | Seliu | Belitung | 0.482 | 0.482 |
| 17 | Khatulistiwa | West Kalimantan | | |
| 18 | Barito | South and Central Kalimantan | 0.663 | 0.533 |
| 19 | Mahakam | East Kalimantan | 0.518 | 0.518 |
| 20 | Tarakan | North Kalimantan | 0.432 | 0.432 |
| 21 | Sulutgo | North Sulawesi & Gorontalo | 0.332 | 0.332 |
| 22 | Sulsebar | South & West Sulawesi | 0.315 | 0.315 |
| 23 | Sulbangteng | Central Sulawesi | 0.518 | 0.518 |
| 24 | Kendari | Southeast Sulawesi | 0.565 | 0.533 |
| 25 | Bau Bau | Southeast Sulawesi | | |
| 26 | Kolaka | Southeast Sulawesi | | |
| 27 | Lambuya | Southeast Sulawesi | | |
| 28 | Wangi Wangi | Southeast Sulawesi | | |
| 29 | Raha | Southeast Sulawesi | | |
| 30 | Lombok | West Nusa Tenggara | 0.564 | 0.533 |
| 31 | Bima | West Nusa Tenggara | | |
| 32 | Sumbawa | West Nusa Tenggara | | |
| 33 | Kupang | East Nusa Tenggara | 0.515 | 0.515 |
| 34 | Ende | East Nusa Tenggara | | |
| 35 | Maumere | East Nusa Tenggara | | |
| 36 | Waingapu | East Nusa Tenggara | | |
| 37 | Labuan Bajo | Nusa Tenggara Timur | | |
| 38 | Larantuka | Nusa Tenggara Timur | 0.536 | 0.533 |
| 39 | Ambon | Maluku | | |
| 40 | Tual | Maluku | | |
| 41 | Namlea | Maluku | 0.532 | 0.532 |
| 42 | Tobelo | North Maluku | | |
| 43 | Ternate Tidore | North Maluku | 0.507 | 0.507 |
| 44 | Jayapura | Papua | | |
| 45 | Timika | Papua | | |
| 46 | Merauke | Papua | | |
| 47 | Biak | Papua | 0.522 | 0.522 |
| 48 | Sorong | West Papua | | |
| 49 | Nabire | West Papua | | |
| 50 | Monokwari | West Papua | | |

Source: JCM Indonesia Secretariat, based on Directorate General of Electricity, Ministry of Energy and Mineral Resources, Indonesia

http://jcm.ekon.go.id/en/index.php/content/Mzq%253D/emission_factor

| | |
|------|--------------------------|
| ケース1 | グリッド電力のみを代替する場合 |
| ケース2 | グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合 |

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和5年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数(tCO2/MWh)一覧表
別表3 カンボジア

令和5年4月6日(公募開始時点)

| No. | グリッド | 省エネルギー |
|-----|--------------------|--------|
| 1 | ナショナルグリッド | 0.384 |
| 2 | Kampot-Sihnoukグリッド | 0.642 |
| 3 | Kampong Chamグリッド | 0.724 |

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和5年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数(tCO2/MWh)一覧表
別表4 チリ

令和5年4月6日(公募開始時点)

| No. | グリッド | 再生可能エネルギー(PV、風力、水力等) | |
|-----|-----------------------------------|----------------------|-------|
| | | ケース1 | ケース2 |
| 1 | National Electricity System (SEN) | 0.361 | 0.361 |
| 2 | Aysén (SEA) | 0.214 | 0.214 |
| 3 | Magallanes (SEM) | 0.348 | 0.348 |

| | |
|------|--------------------------|
| ケース1 | グリッド電力のみを代替する場合 |
| ケース2 | グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合 |

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和5年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数(tCO2/MWh)一覧表
別表5 フィリピン

令和5年4月6日(公募開始時点)

| No. | グリッド | 省エネルギー | 再生可能エネルギー(PV、風力、水力等) | |
|-----|--------|--------|----------------------|-------|
| | | | ケース1 | ケース2 |
| 1 | ルソン島 | 0.5979 | 0.507 | 0.507 |
| 2 | ビサヤ諸島 | | | |
| 3 | ミンダナオ島 | 0.7921 | 0.468 | 0.468 |

| | |
|------|--------------------------|
| ケース1 | グリッド電力のみを代替する場合 |
| ケース2 | グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合 |

出典

| ID | パートナー国 | 省エネルギー | 再生可能エネルギー(PV、風力、水力等) |
|----|-----------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 1 | モンゴル | IGESグリッド排出係数一覧表 モンゴル政府公表値 | JCM方法論(MN_AM003) |
| 2 | バングラデシュ | IGESグリッド排出係数一覧表 バングラデシュ政府公表値 | JCM方法論 (BD_AM002) |
| 3 | エチオピア | - | JCM方法論(ET_AM003) |
| 4 | ケニア | IGESグリッド排出係数一覧表 CDM登録済みPJのCMの平均値 | JCM方法論(KE_AM002) |
| 5 | モルディブ | CDMツール等を参照 | JCM方法論(MV_AM001) |
| 6 | ベトナム | IGESグリッド排出係数一覧表 ベトナム政府公表値 | JCM方法論(VN_AM007) |
| 7 | ラオス | IGESグリッド排出係数一覧表 ラオス政府公表値 | CDMツール等を踏まえてIGES試算 |
| 8 | インドネシア | IGESグリッド排出係数一覧表 インドネシア政府公表値 | JCM方法論 (ID_AM013) |
| 9 | コスタリカ | CDMツール等を踏まえてIGES試算 | JCM方法論(CR_AM001) |
| 10 | パラオ | CDMツール等を参照 | JCM方法論(PW_AM001) |
| 11 | カンボジア | IGESグリッド排出係数一覧表 カンボジア政府公表値 | JCM方法論(KH_AM002) |
| 12 | メキシコ | IGESグリッド排出係数一覧表 CDM登録済みPJのCMの平均値 | JCM方法論 (MX_AM001) |
| 13 | サウジアラビア | サウジアラビア政府公表値 | JCM方法論(PW_AM001)のディーゼル最高効率値を適用 |
| 14 | チリ | IGESグリッド排出係数一覧表 CDM登録済みPJのCMの平均値 | JCM提案方法論(CL_PM004) |
| 15 | ミャンマー | CDMツール等を踏まえてIGES試算 | CDMツール等を踏まえてIGES試算 |
| 16 | タイ | IGESグリッド排出係数一覧表 タイ政府公表値 | JCM方法論(TH_AM001) |
| 17 | フィリピン | IGESグリッド排出係数一覧表 フィリピン政府公表値 | JCM方法論(PH_AM002) |
| 18 | セネガル | IGESグリッド排出係数一覧表 セネガル政府公表値 | - |
| 19 | チュニジア | IGESグリッド排出係数一覧表(過去のCDMプロジェクトを参照) | - |
| 20 | アゼルバイジャン | IGESグリッド排出係数一覧表(過去のCDMプロジェクトを参照) | - |
| 21 | モルドバ | CDMツール等を参照 | - |
| 22 | ジョージア | IGESグリッド排出係数一覧表 ジョージア政府公表値 | - |
| 23 | スリランカ | IGESグリッド排出係数一覧表 スリランカ政府公表値 | - |
| 24 | ウズベキスタン | IGESグリッド排出係数一覧表(過去のCDMプロジェクトを参照) | - |
| 25 | バブアニューギニア | IGESグリッド排出係数一覧表(過去のCDMプロジェクトを参照) | - |

※所内自家発電のみを代替する場合の出典(CDM方法論(LA)のデフォルト値、PW_AM001)は、記載省略